

**意見公募の結果を踏まえた募集定員の設定に関する論点（案）**

**（論点1）直近の採用実績数を下回る都道府県への対応**

○ 試算した募集定員が直近の採用実績数を下回る都道府県について、何らかの対応を行うか。

（参考）例）京都府

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
最終定員	283	285	244（試算）
採用実績	264	-	-

<対応案>

案1：特に対応しない。

案2：平成27年度のみ、試算した募集定員の上限値が、直近の採用実績数を下回る場合、直近の採用実績数の値を上限値とする。

案3：平成27年以降も継続して、試算した募集定員の上限値が、直近の採用実績数を下回る場合、直近の採用実績数の値を上限値とする。

**（論点2）他都府県の大学で養成している地域枠学生にかかる募集定員への対応**

○ 他の都府県の大学で養成している地域枠学生（※）については（別添2参照）、現在、養成している当該都府県の募集定員の上限に反映しているところ。

臨床研修から自らの県で勤務することを定めている場合に、都道府県募集定員の上限の算定の際に用いる医学部入学定員について、卒業生が生じる平成28年度以降に向けて、何らかの対応を行うか。

<対応案>

案1：特に対応しない。

案2：他の都府県の大学で養成している地域枠学生について、都道府県別募集定員の上限の算定の際、養成している都府県の医学部入学定員ではなく、勤務条件を定めている県に反映する。

案3：他の都府県の大学で養成している地域枠学生について、都道府県別募集定員上限の算定の際、養成している都府県の医学部入学定員を維持しつつ、勤務条件を定めている県の医学部入学定員にも反映する。

案4：他の都府県の大学で養成している地域枠学生について、都道府県別募集定員上限の算定の際に何らかの考慮を行うこととした上で、具体的方法は、平成27年度のマッチングの結果も踏まえ、改めて検討する。

（※）いわゆる地域枠には多様なバリエーションが存在するが、ここでは、平成22年度より設定されている、医学部入学定員増にあたって特定の地域や診療科での勤務を条件とする枠を想定している。